

基本目標2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

(目指す姿)

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、あらゆる暴力が根絶されるとともに、貧困、高齢、障がい等により困難を抱える人が安心して暮らせる社会を目指します。

誰もが安心して暮らせる社会を目指すためには、配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などのあらゆる暴力を根絶するとともに、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などにかかわらず、すべての人権が尊重され、多様性を認め合うことが重要です。

あらゆる暴力の被害者の多くは女性であり、背景には男女の固定的な役割分担意識、男女の社会的地位や経済的な格差などがあることから、あらゆる暴力防止に向けた教育や、被害者支援など、幅広い取組みが必要です。

平成30（2018）年度の「市政に関する意識調査」において、配偶者等から暴力（身体的、精神的、性的）を受けた際に実際に取った行動は、男女ともに「がまんした」割合が最も高く、相談できる窓口を「知らない」と答えた人も2割を占めています。このことから、DV被害を相談することに躊躇する方や相談できる窓口を知らない方がいることが考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛などの影響でDVの被害者と加害者の双方が家庭で過ごす時間が長くなるため、DV被害の増加が危惧されます。DV被害が深刻化する前に、相談から保護・自立に至る支援を行うためには、相談窓口の広報・啓発に取り組むとともに、被害者に寄り添った切れ目のない支援を行っていく必要があります。

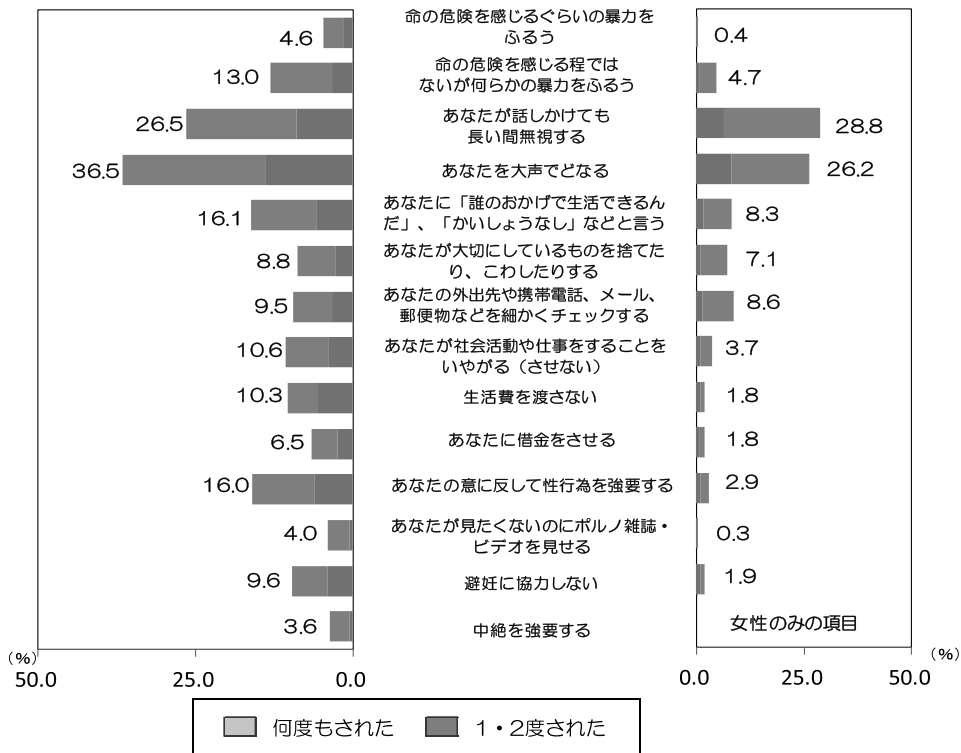
将来的にDVの被害者・加害者を生まないためには若年層からDV予防教育を行うことが重要であり、学校と連携しながら中学生や高校生世代の子ども達にデートDV*（交際相手からの暴力）防止教育を行います。

DVが起きている家庭では子どもに対する暴力が同時に行われている場合があり、また子どもの前でパートナー間で暴力を振るうこと（面前DV*）は子どもへの心理的虐待にあたるなど、DVは児童虐待と密接な関連があると言われています。令和元（2019）年6月公布の改正DV防止法ではDV被害者の相談支援を行う機関と相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明確化されており、今後、DV被害者支援と児童虐待対応との連携を強化していく必要があります。

配偶者等から暴力を受けた経験

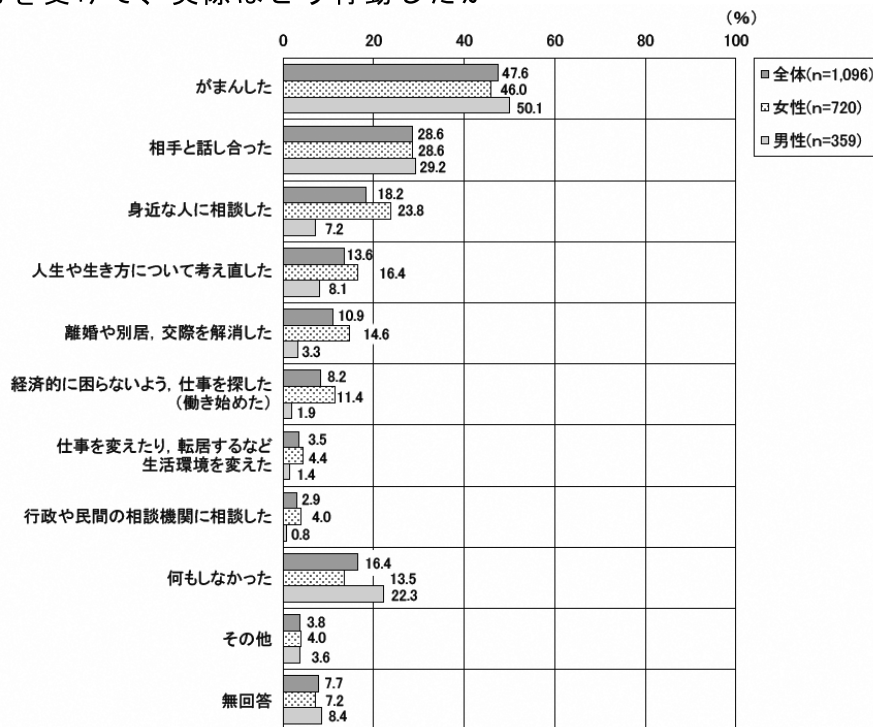
女性 (n=1,386)

男性 (n=877)



資料：平成30年度 市政に関する意識調査

暴力を受けて、実際はどう行動したか



資料：平成30年度 市政に関する意識調査

また、女性は正規労働に就きにくく、生活上の困難に陥りやすい状況にあります。ひとり親家庭等への支援をはじめ、他機関と連携しながら就労支援や能力向上機会の提供などを行っていく必要があります。

人生100年時代を迎え、生涯を通じて健康で豊かな生活を送ることができるよう、性差などを踏まえた心身及び健康についての正確な知識・情報の提供、生活習慣病予防や各種検診の受診を推進するとともに、女性の就業者の増加や定年延長、平均寿命の伸長などに伴い多様化している女性の健康問題への対応が求められます。

さらに、多様性を認め合う社会の実現を目指し、性的マイノリティ当事者及びその家族などに対する支援を行うとともに、市民が性的指向や性自認に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行うことが必要です。



施策の方向 1 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止

- ◆ 配偶者等からの暴力を受けた被害者の相談窓口の周知を図ります。
- ◆ 被害者の立場に立ち、相談対応から保護、自立まで切れ目のない支援に取り組みます。
- ◆ 暴力の未然防止のため、若年層を含むあらゆる世代に対して暴力防止啓発の取組みを充実します。

【福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第3次）】

14 相談体制の充実

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|--|--|---------------|
| <p>○被害者にとって身近な相談機関として、配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センター、アミカス等の機関が連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制の充実を図ります。</p> <p>○被害者の状況が深刻にならないよう、被害者を発見しやすい立場にある機関・団体に対して配偶者等からの暴力についての理解を促進し、連携して被害者の早期発見に努めます。</p> <p>○配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもについて、こども総合相談センターなどの関係機関と連携して対応します。</p> | <p>○配偶者暴力相談支援センターにおける相談</p> <p>○区子育て支援課・家庭児童相談室における相談</p> | こども未来局 |
| | <p>○アミカス相談室における相談</p> <p>○男性のための相談ホットラインによる相談</p> | 市民局 |
| | <p>○区保健福祉センターや精神保健福祉センターにおける精神保健相談</p> | 保健福祉局 |
| | <p>○法的助言が必要な被害者に対する法律相談</p> | こども未来局 市民局 |
| | <p>○相談員連絡会議における情報交換等による連携強化</p> <p>○DV対応と児童虐待対応の連携を図るための研修</p> <p>○各関係機関との情報交換</p> | こども未来局 市民局 |
| <p>○高齢者や障がいのある被害者に対し、地域包括支援センターや区障がい者基幹相談支援センターなどの関係機関と連携して対応します。</p> | <p>○いきいきセンターふくおか運営（地域包括支援センター事業）</p> <p>○区障がい者基幹相談支援センター事業</p> | 保健福祉局 |
| <p>○在住外国人の被害者に対し、通訳を派遣するなど、民間団体と連携して被害者支援を充実します。</p> | <p>○在住外国人被害者の窓口相談にあたって通訳を派遣</p> <p>○相談窓口を案内する多言語対応（9か国語）リーフレットの配布</p> | こども未来局 |

| | | |
|--|-----------------------------|---------------|
| ○相談や支援にかかわる職員に対して研修を行い、専門性の向上を図るとともに、二次被害（被害者に対する不適切な対応により被害者がさらに傷つくこと）を防止し、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。 | ○配偶者等からの暴力相談・支援に関わる職員に対する研修 | こども未来局 |
| | ○相談員研修の充実 | こども未来局 市民局 |
| ○相談員のメンタルヘルスに配慮します。 | | |
| ○被害者の情報保護に努めるとともに、各制度の適切な運用を行います。 | ○被害者の情報保護及び各制度の適切な運用 | こども未来局 |

15 保護体制の充実

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|---|-------------------------------------|--------|
| ○被害者の安全確保を最優先し、配偶者等からの暴力による危険が急迫している被害者及び同伴の子どもに対して、適切な一時保護を行います。 | ○危険が急迫している場合の被害者及び同伴の子どもの安全確保及び一時保護 | こども未来局 |
| ○安全確保及び一時保護にあたっては、県や警察と連携して対応します。 | | |
| ○シェルターを運営する民間支援団体の活動を支援します。 | ○シェルターを運営する民間支援団体の活動支援 | こども未来局 |

16 被害者の自立のための支援

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|---|---|---------------|
| ○被害者及び同伴の子どもが安全で安心して生活できるよう、住居、就業、法的制度、心理的ケアなどの施策について情報提供や支援を行います。 | ○アミカスDV被害者支援のためのグループワーク ○法的助言が必要な被害者に対する法律相談 | 市民局 こども未来局 |
| ○配偶者やパートナー間の暴力等を児童が目撃する「面前DV*」は児童への心理的虐待であることを踏まえ、DV被害者親子等に対して心理的ケアを図ります。 | ○被害者親子等のカウンセリング | こども未来局 |

| | | |
|---|---|--------|
| <p>○市営住宅、児童福祉、母子父子寡婦福祉、医療保険、年金、生活保護、就業等の各種制度を適切に活用して被害者の自立を支援します。</p> <p>○被害者やその家族、支援者などの関係者の安全を図るため、被害者に関する情報管理を徹底します。</p> | <p>○市営住宅入居における優遇措置及び一時使用制度の利用</p> | 住宅都市局 |
| | <p>○ひとり親家庭支援センター（就業支援講習会、就業相談、無料職業紹介、自立支援プログラム策定事業）</p> <p>○母子生活支援施設における自立支援</p> <p>○ひとり親家庭自立支援給付金事業</p> <p>○母子父子寡婦福祉資金貸付事業</p> <p>○児童手当</p> <p>○児童扶養手当</p> | こども未来局 |

17 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|---|---|-----------------|
| <p>○配偶者等からの暴力は、犯罪をも含む重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を防止するため、様々な機会をとらえて意識啓発を進めます。</p> <p>○被害者の早期発見、早期対応につながるよう相談窓口の周知を図ります。</p> <p>○国・自治体、民間団体が行う被害者支援及び加害者対策などについて、調査、情報収集を行います。</p> <p>○在住外国人の被害者が相談支援につながるよう相談窓口の案内に努めます。</p> | <p>○配偶者等からの暴力防止に関する講座・講演会</p> <p>○市政だよりやホームページ等を活用した広報、啓発</p> | こども未来局 |
| | <p>○相談窓口情報を掲載したカード・リーフレットの作成、配布</p> | 市民局 こども未来局 |
| <p>○配偶者等からの暴力による被害者・加害者を生まないために、子どもの発達段階に応じた教育に取り組みます。</p> | <p>○中高生へのデートDV*に関する教育</p> <p>○若年層に向けたデートDVに関する啓発</p> | こども未来局 教育委員会 |

18 関係団体との連携

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|---|----------------------------------|---------------|
| ○相談や支援に関わる国、県、民間団体及び市の関係各課による連絡会議や情報交換等を行い、被害者支援のための連携を進めます。 | ○福岡市DV対策関係機関連絡会議による国、県、民間団体等との連携 | こども未来局 |
| ○子どもに対する支援にあたって、配偶者暴力相談支援センターが要保護児童支援地域協議会に参画して関係機関との連携を図ります。 | ○相談や支援に関わる庁内関係各課の連絡会議や情報交換による支援 | 市民局 こども未来局 |

施策の方向 2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止

- ◆職場や教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントなどを防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、企業や市民に対する啓発活動を進めます。
- ◆相談や支援に関わる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。
- ◆性犯罪被害を防止するための、広報・啓発や、性犯罪被害者を支援するため、相談窓口の周知に努めます。

19 セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|--|--------------------|---------|
| ○セクシュアル・ハラスメント等の防止について理解を促進するため、企業や市民に対して啓発を進めるとともに、相談窓口や対応策について情報提供を行います。 | ○市ホームページ等での情報提供 | 市民局 |
| | ○「働くあなたのガイドブック」の発行 | 経済観光文化局 |

20 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|----------------------------|-------------|------------------|
| ○市職員への研修の充実及び相談窓口の周知を図ります。 | ○相談窓口 | 各任命権者 (総務企画局) |
| | ○ハラスメント防止研修 | 総務企画局 |
| | ○コンプライアンス研修 | 交通局 |
| | ○職員研修講師派遣 | 市民局 |

21 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|---|------------------------|-------|
| ○学校現場における教職員間、教師と児童・生徒間のセクシュアル・ハラスメントを防止するための研修や相談体制の充実を図ります。 | ○セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修 | 教育委員会 |

22 相談の充実

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|--|----------------------------|-------|
| ○セクシュアル・ハラスメントに関する相談や支援にかかわる職員に対して研修を行い、専門性の向上を図るとともに、被害者の立場に立った相談対応に取り組めます。 | ○アミカス相談室における相談 ○人権啓発相談室 | 市民局 |
| | ○教育実習生に対するセクハラ相談窓口 | 教育委員会 |

23 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|---|-------------------------|-----|
| ○防犯出前講座の実施などにより、性犯罪を未然に防止するための広報・啓発を行います。 | ○性犯罪防止啓発事業 ○犯罪被害者等支援 | 市民局 |
| ○相談窓口の周知に努めます。 | | |
| ○福岡市及び福岡県、北九州市が共同で運営している「性暴力被害者支援センター・ふくおか」により、犯罪被害者の支援に取り組めます。 | | |

施策の方向 3 生涯にわたる健康支援

- ◆思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、思春期の子どもが正しい保健や性に関する知識を持てるよう、発達段階に応じた教育を実施し、意識啓発を進めます。
- ◆市民や企業に対し、母性の社会的重要性について広く啓発を行うとともに、妊産婦に対する健康診査や育児不安の高い時期の相談支援など、出産前から出産後まで一貫した保健サービスの充実を図ります。
- ◆人生 100 年時代の到来を見据え、ライフステージに応じた健康の保持増進のため、相談機能の充実や、市民の健康づくりの支援に取り組みます。

24 青少年に対する支援、意識啓発

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|--|--|-----------------|
| ○思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、思春期の子どもが正しい保健や性に関する知識を持てるよう、発達段階に応じたエイズや性感染症、喫煙、飲酒、薬物乱用防止、親の役割や正しい性知識などに関する学習機会を提供します。 | ○思春期相談 ○思春期ひきこもり等相談事業 ○女の子専用相談電話 | こども未来局 |
| | ○性感染症予防対策 ○薬物乱用防止啓発事業 ○ティーンエイジャー教室 | 保健福祉局 こども未来局 |
| ○教職員への研修の充実を図り、性教育、健康教育を実施します。 | ○性教育の手引きに基づく指導 ○性に関する指導者研修会の開催 ○情報モラル教育の推進 | 教育委員会 |

25 母性の社会的重要性に関する認識の浸透

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|---|----------------------------------|---------|
| ○市民や企業に対して、次世代へ生命を受け継ぐという社会的に重要な役割を担う母性の保護の必要性についての認識を広く浸透させる啓発を行います。 | ○マタニティスクール ○働くママとパパのマタニティスクール | こども未来局 |
| | ○「働くあなたのガイドブック」の発行 | 経済観光文化局 |

26 妊娠・出産に関する健康管理の支援

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|--|--|--------|
| ○母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行います。特に、妊娠期からの相談支援、育児不安が強い産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供など、母子保健施策の充実を図ります。 | ○妊婦健康診査 ○産前・産後母子支援事業 ○産婦健康診査 ○産後サポート事業 ○母子巡回健康相談 ○母親の心の健康支援事業 | こども未来局 |
| | ○妊婦歯科健康診査 | 保健福祉局 |
| ○子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。 | ○特定不妊治療費助成 ○一般不妊治療費助成 ○不育症検査費・治療費助成 ○不妊専門相談センター | こども未来局 |

27 ライフステージに応じた心身の健康管理の支援

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|--|---|-------|
| ○人生の各段階に応じた健康の保持増進のため、各種健康診査の受診を推進するとともに、健康づくりサポートセンターや区保健福祉センターにおいて、市民が自分に適した健康づくりを実践できるよう施策の充実を図ります。 | ○子宮頸がん検診、乳がん検診 | 保健福祉局 |
| ○区保健福祉センター、精神保健福祉センターにおいて、心の健康に関する相談体制を充実し、ライフステージに応じたメンタルヘルスやストレス対策を含めた市民のこころの健康づくりに取り組みます。 | ○精神保健相談及びうつ病予防対策 ○心の健康づくり事業 ○依存症・ひきこもり等専門相談 | 保健福祉局 |

施策の方向 4 性の多様性が尊重される環境づくり

- ◆性的マイノリティの当事者及びその家族等に対する支援を行うとともに、市民が性的志向や性自認に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行います。

28 性的マイノリティ当事者やその家族等に対する支援

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|--|--|-------|
| ○性的マイノリティであることを理由として困難な状況に置かれている人々について、電話相談などによる支援を行うとともに、当事者や家族等の交流を行います。 | ○パートナーシップ宣誓制度 ○LGBT*電話相談 ○性的マイノリティ交流事業 | 市民局 |
| | ○性同一性障がいの専門電話相談 | 保健福祉局 |

29 市民や企業等に対する教育・啓発

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|--|-----------------------------|-----|
| ○市民や企業等を対象とした、講演会等を実施するとともに、LGBT*に関するリーフレットを作成します。 | ○講演会等の開催 ○啓発リーフレットの作成・配布 | 市民局 |

施策の方向 5 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

- ◆ひとり親家庭等で困難を抱える方への相談体制の充実や就業支援に取り組みます。
- ◆高齢者や障がい者等、様々な困難を抱える人々が安心して暮らせるよう支援するとともに、市民の理解を深めるための啓発等に取り組みます。

30 ひとり親家庭等への支援の充実

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|--|--|-----------------|
| ○ひとり親家庭に対する相談体制の充実に努めるとともに、関係機関とのネットワークづくりを行い連携を強化します。 | ○区子育て支援課・家庭児童相談室における相談 ○区家庭児童相談室相談員研修 | こども未来局 |
| | ○民生委員・児童委員、主任児童委員研修 | こども未来局 保健福祉局 |
| | ○アミカス相談室における相談 | 市民局 |
| ○ひとり親家庭支援センターにおいて実施する講座などの充実や職業安定所等との密接な連携により就業を支援するとともに、子育てと仕事の両立など、自立に向けた生活の支援に取り組みます。 | ○ひとり親家庭等日常生活支援事業 ○ひとり親家庭就業支援事業 ○就業支援講習会 | こども未来局 |
| ○ひとり親家庭に対し、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行います。 | ○ひとり親家庭自立支援給付金事業 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ○児童扶養手当 | こども未来局 |
| | ○就学援助 | 教育委員会 |
| | ○市営住宅におけるひとり親家庭優遇措置 | 住宅都市局 |

31 高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|---|---|--------------|
| <p>○区地域保健福祉課、いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）において、高齢者の権利擁護についての相談・支援を行います。</p> <p>○単身高齢者、認知症の人及び障がい者等への生活支援体制を充実させるため、成年後見制度の活用促進、高齢者及び障がい者虐待や消費者被害の防止に関する諸制度の活用による支援を進めます。</p> | <p>○いきいきセンターふくおか運営（地域包括支援センター事業）</p> <p>○成年後見制度利用支援事業（高齢者）</p> <p>○障がい者成年後見事業</p> <p>○福岡市障がい者基幹相談支援センター（虐待防止センター）</p> <p>○福岡市消費生活センターにおける消費生活相談</p> | 保健福祉局 市民局 |
| <p>○人権を尊重し、多様性を認め合う社会となるよう、講演会や講座などを開催し、啓発に取り組みます。</p> | ○人権総合講座 | 市民局 |

32 経済的な困難を抱えた人の自立支援

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|---|----------------------|-------|
| <p>○生活自立支援センターにおいて、経済的に困窮した方からの相談を受け、各種関係機関と連携しながら経済的な自立を支援します。</p> | ○福岡市生活自立支援センターにおける相談 | 保健福祉局 |

33 在住外国人への支援

| 具体的施策の内容 | 事業名 | 担当局 |
|---|--|--------|
| <p>○在住外国人の相談対応や情報提供を行います。</p> <p>○在住外国人への日本語教育を推進します。</p> | <p>○福岡市外国人総合相談支援センター（相談・情報提供）</p> <p>○区役所での転入手続き時における外国人向けの生活ガイダンス</p> <p>○区役所・相談窓口における電話通訳の活用（電話通訳一括導入）</p> <p>○日本語習得の支援、情報提供</p> | 総務企画局 |
| | ○在住外国人支援のための講座 | 市民局 |
| <p>○在住外国人向けに出産・育児に関する情報提供や支援を行います。</p> | <p>○外国語版の母子健康手帳や乳幼児健康診査票の配布</p> <p>○保健師等の訪問指導や面談時における電話通訳の活用</p> | こども未来局 |